

## 「第7節 海や浜辺の利用」

### 【基本計画第2章第7節】

現在の三番瀬は、ふなばし三番瀬海浜公園での潮干狩り等を除けば、人は海とふれあいにくくなっています。

このことから、三番瀬をふるさとの海として実感できるよう、人々が親しみ、安全に利用できるような取組を進めるとともに、生態系の保全や漁業への配慮を行うことが重要です。

そのため、人が海と親しめる場所や機会の確保、住民参加のもとでの海や浜辺の利用のルールづくりへ取り組んでいきます。

また、長期的には、まちづくりと一体となった三番瀬の保全、地域における三番瀬を保全する文化の発展を目指します。

### 【第1次事業計画の目標】

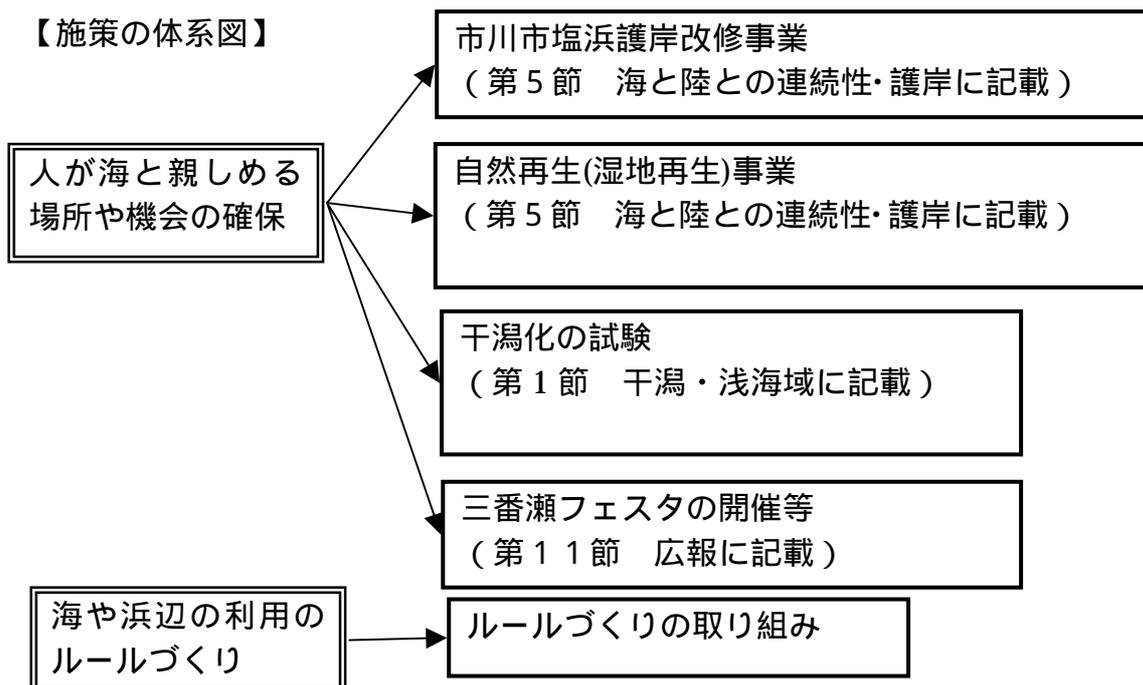
三番瀬をふるさとの海として実感できるようにするためには、人が海と親しめる場所や機会の確保を図るとともに、利用についてのルールづくりを進めることが重要です。

このため、塩浜2丁目護岸の改修事業を進めるにあたり、人が海と親しめる構造等も含め順応的管理により、より良い工夫を施していきます。

また、人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、湿地の復元など自然再生の実現を図るため、調査に取り組みます。

生態系や漁業に配慮した海や浜辺の利用について、住民参加のもとでルールづくりに取り組んでいきます。

### 【施策の体系図】



計画事業

事業名	事業内容
<p>ルールづくりの 取り組み</p> <p>(中期的事業)</p>	<p>5か年の目標：海や浜辺の利用のルールづくりに向けた地域協議の場の設置</p> <p>将来にわたって人と自然がふれあい、海の恵みを育む三番瀬であるためには、生態系や持続可能な漁業への配慮が必要であり、海や浜辺の利用に当たってのルールづくりを進めていく必要があります。</p> <p>そのため、三番瀬の利用実態を調査し、関係団体の利用に対する考え方を整理し、利用者や関係者、関係機関と情報の共有や意見交換などの地域協議の場の設置を図っていきます。</p>